

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

地区名	担当区域	農業委員	農地利用最適化推進委員
真岡	荒町1～4、東光寺、田町、東郷、東郷団地、西郷、西郷西、大田山	山田 博之	館野 芳美
	台町1～5、並木町、熊倉1～4、大谷台町、亀山、高間木、高勢町	今井 仁	篠崎 伸哉
山前	小林、根本、君島、南高岡、道祖土	関亦 初枝	高崎 弘幸
	八條、鶴田、西田井	菊地 孝一	川上 洋一
	東大島、東沼、西沼、島	横山 千代子	細島 通夫
大内	飯貝1、京泉1、田島、上大田和、堀内、下大田和	黒崎 治雄	水沼 啓子
	飯貝2、飯貝3、京泉2、原町1、原町2、清水、赤羽	和田 勝	石田 晃
	下鷺谷、上鷺谷、下籠谷	田村 利信	野澤 秀典
中村	寺内、寺内駅前、西原、大野原、茅堤、小橋、伊勢崎、八木岡	菊地 薫	保澤 輝喜
	若旅、宿中、三ツ谷、間木堀、南中里、北中里、加倉	伊沢 保	永嶋 一彦
	粕田、下大沼、大沼、長田、柳林、勝瓜	川又 万里子	青柳 喜久雄
長沼	長沼南、長沼北、大道泉、鷺巣、西大島、上江連、古山	新井 吉隆	国府田 明
	青田北、青田南、堀込、砂ヶ原東、砂ヶ原西、上大曾、上谷貝、谷貝新田	野澤 元	阿久津 良雄
久下田	本郷、寺山、久松第一、久松住宅、新石、旭町、富永町、福居町、錦町、東町、豊住町、春來町、銀、寿多町、境、程島、長島、下大曾、石島、大根田、丸山、阿部品	小倉 一己	佐藤 利夫
物部	東物井、下原、下物井、西物井一、西物井二、上物井、横田、大和田、沖	横山 玲子	秋山 洋
	南鹿、西鹿、東鹿、北鹿、桑ノ川、原分、高田、高田新町、市之塚、反町、水戸部、三谷、阿部岡	荒井 忠雄	仁平 新一

農地賃借料に係る情報の提供について（各地区の最高・最低・平均値）

令和6年1月から令和6年12月末までに締結された農地に係る賃借料(10a当り)の統計データについては、以下のとおりです。

地区	田						畑		
	現金(円/10a)			物納(kg/10a)			現金(円/10a)		
	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値
真岡市全体	19,831円	5,000円	11,700円	92kg	30kg	60kg	10,000円	3,000円	5,000円
前年公表値			11,800円			62kg			4,700円
【参考】増減			-100円			-2kg			+300円
真岡地区	17,100円	5,818円	11,300円	90kg	30kg	54kg	5,840円	4,900円	5,000円
山前地区	13,605円	5,913円	11,400円	90kg	30kg	54kg	賃借取引5件未満のため、公表無し(※4)		
大内地区	15,000円	6,109円	10,300円	90kg	30kg	56kg	10,000円	4,224円	5,500円
中村地区	19,831円	5,905円	11,600円	90kg	30kg	59kg	8,423円	3,944円	4,800円
久下田地区	18,252円	9,406円	15,000円	92kg	44kg	84kg	7,350円	3,000円	5,700円
長沼地区	18,390円	5,000円	12,100円	91kg	42kg	73kg	5,042円	3,000円	4,800円
物部地区	18,000円	10,000円	12,300円	90kg	45kg	61kg	賃借取引5件未満のため、公表無し(※4)		

※1 標準小作料制度は、平成21年度に廃止されております。

※2 令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の賃借料調査結果に基づき、算出しています。

ただし、賃借料が発生した取引(賃貸借)のみを集計し、無償での取引(使用貸借)は集計から除いています。

また、特別な事情の下の取引(ボイラー等の機械設備の賃借料、水利費、土地改良負担金を含む場合等)も、集計から除いています。

※3 平均値は、田・畑の現金の部については十の位を、田の物納の部については小数点以下を四捨五入しています。

※4 賃借取引件数が5件未満の項目については、件数が少なく、集計データの信頼性が確保できないため、公表いたしません。

※5 賃借料は、農作物の販売相場や立地条件等総合的に判断し、当事者間で決定してください。

農地の貸借・売買を希望の方へ

- 農地の貸借・売買の相談やあっせんは、真岡市農業委員会および真岡市農業公社で取り扱っています。
- 真岡市農業委員会では、当事者間での直接の売買・貸借について、農地法に基づく手続きを行っています。
- 真岡市農業公社は、所有者と耕作者の間に入り、農地の売買・貸借契約についてお手伝いすることができます。また、真岡市農業公社を通すことで、安心して農地の貸借契約ができ、契約期間終了後には所有者に確実に土地が戻ります。

農地の適正管理について

- 真岡市農業委員会は農地の適正な管理に努め、耕作放棄地の解消を推進しております。
- 市外への転出や高齢のため等、継続して耕作する事が困難な農地がある場合は、真岡市農業委員会または真岡市農業公社へご相談ください。
- 耕作放棄地を借りて耕作する際には、各種支援策が用意されておりますので、お気軽にご相談ください。

農地を農地以外で利用するときは

- 農地を農地以外で利用するときは、農業委員会へ農地法による転用の許可・届出が必要です。
- 「農地ではない」と思っている土地でも、登記簿の地目が農地となっている場合がありますので、必ずご確認ください。
- 土盛りや土砂の採取、植林、太陽光発電設備の設置(設置形態を問わず)等についても許可が必要となりますのでご注意ください。
- 優良農地の確保の観点から、転用の適否を対象農地の条件により判断することとなっています。